公害による健康被害を許すな!☆自然環境・生活環境の破壊を許すな!

## 大阪から公

No.458

発行/

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 370号 TEL 06-6949-8120 / FAX 06-6949-8121

大阪から公害をなくす会 E-mail: oskougai@coast.ocn.ne.jp URL http://oskougai.com/

発行責任者 金谷 邦夫 毎月10日発行 個人会員 月250円

コスモス



# 国と企業に勝つ底

建設アスペスト訴訟大阪高裁判決を受けて

大阪アスベスト弁護団 弁護士 八木 倫夫

9月30日に建設アスベスト訴訟大阪高裁での判決が出ました。 弁護団の八木倫夫氏より報告をいただきました。

#### 一人親方を含む ■被害者 17 名が勝訴

平成30年9月20日の判決言渡 し。私は、江口とし子裁判長の主 文の朗読が進むにつれ、敗訴した 原告に申し訳ないと思いつつ、「こ れで助かった」と思った。国に勝 つのは当然として、一人親方と企 業責任の問題が克服できなければ、 問題は解決しない。最高裁での逆 転は不可能に近いので、高裁で負 ければ後がない。蓋を開けてみれ ば、被害者 19 名中、国関係で一 人親方を含む被害者 17 名が勝訴 し、企業関係では、被害者 12 名 が企業8社に勝訴していた。認 容額も他の建設アスベスト訴訟判 決を大幅アップし、文字通り画期 的だった。平成 24 年に同じ江口 裁判長が横浜地裁で神奈川原告を 全面敗訴させたことを思えば、劇

的でもあった。

#### ■一人親方と加害企業の特定

私達は、泉南アスベスト訴訟の 控訴審を戦っていた平成23年、 全国の弁護団・支援団体と連携し て建設アスベスト訴訟を提訴した。 わが弁護団は、平成 18 年に泉南 アスベスト訴訟を提起して以来、 多数のアスベスト訴訟に勝訴して きたアスベスト事案の専門集団で ある。しかし、私は、当初、建設 での勝訴は無理と考えていた。裁 判所が頑なに労働者性を認めない 一人親方問題と、加害企業の特定 という難題があったからだ。後者 は、多数の現場で多数の石綿建材 から発生する粉じんにばく露する ため、病気発症の原因となった建 材の製造企業を特定することが不

可能に近いという、建設特有の問 題であり、従来の法理論では対応 できない。

■ 多くの命と膨大な時間を費やした 立証、支援団体の多大なエネル ■ ギーが裁判官の理性と心に届いた

この6年間、多くの原告の命が 失われる中、原告は、被害を訴え 続け、弁護士は、被害者等のヒア リングや、設計図書の収集等に膨 大な時間を費やして建設現場の実 態を立証し、適合する理論を構築 する作業を続け、支援団体は多大 なエネルギーを注いで支え続けた。 それらの全てが裁判官の理性と心 に届いたと思っている。これから 最高裁が東京高裁と大阪高裁から 上がった事件を審理し、判断を統 一すると予想される。最高裁でも 勝訴し、最終解決を目指したい。

### という難題をクリア

#### 災害の時代

: 正しく恐れて、正しく備える

第47回 公害・環境デー

2019年1月27日(日) 10:00~

エル・おおさか 南館ホール

特別講演:室崎益輝氏

(兵庫県立大学減災復興政策研究科長、 神戸大学名誉教授)

お宅の空気を測ってみませんか?

12月 NO₂カプセル簡易測定

測定日 12月6日18時~7日18時 (24時間)

詳しくは大阪から公害をなくす会まで